

令和5年 第6回教育委員会会議録

令和5年6月21日（水）

甲州市教育委員会

第6回教育委員会 会議録

日 時 令和5年6月21日(水) (午前9時30分から)

場 所 甲州市役所 第一会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	永 田 清 一
委 員	加 藤 幸 夫	委 員	依 田 智 子

一 欠席した委員は次のとおりである。

委 員 田 口 由 季

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清 水 修	教育総務課L	廣 瀬 亮
生涯学習課長	古 屋 勇 司	生涯学習課L	田 辺 秀 典
指 導 主 事	那 須 栄 樹	教育総務課L	高 石 宏 満
事 務 担 当	望 月 仁 美		

一 欠席した者は次のとおりである。

教育総務課L	金 澤 祐 子	指 導 主 事	岩 下 和 子
--------	---------	---------	---------

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第11号 甲州市立小学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定  
について

日程第3 議案第12号 令和5年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について【非公開・非公表】

教育長

本日は田口委員が欠席されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本会議は有効に成立しております。本日の会議録署名委員に依田委員を指名いたします。

初めに、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

日程第3 議案第12号につきましては、個人情報が含まれる事件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき公開しないものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

併せて、日程第3について、甲州市教育委員会会議規則第17条但し書きの規定に基づき、会議録も非公開としてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

では、本日の会議は、日程第2を除いた部分のみ公開といたします。

それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長

それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。

日程第2 議案第11号 甲州市立小学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について、教育総務課長お願いします。

教育総務課長

はい。では、よろしくお願いたします。議案第11号 甲州市立小学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について、説明させていただきます。資料を一枚めくっていただきますと、1ページに規則の概要がございますので、そちらのほうから説明をさせていただきます。趣旨でございます。県道塩山停車場大菩薩嶺線の付替えに伴い、塩山南小学校及び塩山北小学校の通学区域につきまして、所要の改正を行う必要があるためでございます。規則改正の背景等でございます。塩山赤尾及び塩山下栗生野地内の県道塩山停車場大菩薩嶺線新設工事が終了し、供用開始されたことにより、従前の県道塩山停車場大菩薩嶺線の一部が市に移管され、市道上於曾98号線に認定されたことに伴い、塩山南小学校及び塩山北小学校の通学区域について、県道付替え以前と同様の区域とするため、所要の改正を行うものでございます。規則改正の内容でございますが、別表中塩山南小学校及び塩山北小学校の通学区域のうち、「県道塩山停車場大菩薩嶺線」を、「市道上於曾98号線」に改めるものでございます。言葉だけでは分かりにくい部分があるかと存じます。最後のページにA4版横カラー刷りの地図を添付してございますので、そちらをご覧ください。緑色に印されました道路が新たに付替えられました「県道塩山停車場大菩薩嶺線」でございます。黄色に印されました道路が旧「県道塩山停車場大菩薩嶺線」でございます。こちらについては、「市道上於曾98号線」に付替えが行われまして認定されているという状況であります。本規則の中におきましては、旧「県道塩山停車場大菩薩嶺線」を境に赤尾地区が塩山北小学校と塩山南小学校に分かれている状況でございます。現行のままでありますと、緑色に印し

た道路で区切られるということになってしまいますので、従前の取扱いと同様にするため、「市道上於曾98号線」を境にするという形に規則の改正をさせていただくものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

教育長

はい。教育総務課長から説明がありましたが、委員の皆様方から何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長

よろしいですか。それでは、議案第11号 甲州市立小学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則制定について、原案のとおり制定されるものとしてよろしいですか。

「はい」の声

教育長

ありがとうございます。議案第11号につきましては、原案のとおり制定するものとします。次に移ります。  
これより非公開による審議といたします。

### 【 非公開 】

教育長

ここで非公開を解きます。  
次回 7月教育委員会は7月19日午前9時30分から開催したいと思います、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

それでは、次回 7月教育委員会は7月19日午前9時30分から開催予定といたします。  
以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。